

米軍MC130J特殊作戦機からの部品落下事故及び相次ぐ米軍人・軍属等による事件に関する意見書

去る10月18日午前5時40分ごろ、嘉手納飛行場を拠点とする第353特殊作戦群所属の米軍MC130J特殊作戦機から、縦134センチメートル、直径3センチメートル、重さ約0.5キログラムのトルク管が落下する事故が発生した。

今回の事故は人的被害がなかったものの、一步間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないことである。

また、米軍は事故発生から7日後の25日になってから、落下した部品が事故当日に米軍伊江島補助飛行場内で発見されていたことを明らかにするなど、通報手続の運用も極めて不適切であると言わざるを得ない。

平成29年12月の普天間第二小学校への窓落下事故やことし6月の浦西中学校への部品落下事故及び8月の沖縄本島東海岸海上への窓落下事故など、頻繁に事故を繰り返す米軍のずさんな安全管理体制に県民の不安や不信感は増幅するばかりである。

また、米軍人等による飲酒絡みの事件も相次いでおり、今月に入ってから那覇市、嘉手納町及び北谷町での酒気帯び運転のほか、23日には那覇市において暴行容疑で、また、27日には恩納村内において公務執行妨害、住居侵入の容疑で米軍人等が逮捕されるなど、事件が頻発している。

本県議会は、これまで米軍機からの部品等の落下事故や米軍人等による事件に対して、その都度、米軍や関係機関に対し事故原因の究明や再発防止策、関係者への教育等を徹底するよう強く要請してきたにもかかわらず、このような事件・事故が立て続けに発生したことは、まことに遺憾であり、断じて容認できるものではない。

よって、本県議会は、県民の生命・財産を守る立場から、今回の事件・事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 事故の原因、経緯及び通報体制等を徹底的に検証し、速やかに県民に明らかにするとともに、具体的な再発防止策を講じること。
- 2 保育園・学校・病院・住宅など民間地上空での米軍機の飛行・訓練を中止すること。
- 3 日米地位協定を抜本的に改定し、航空法や環境法令などの国内法を適用させること。
- 4 米軍人・軍属等の綱紀粛正と再発防止に向けた実効性のある措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年11月27日

沖縄県議会

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て